

保育料の無償化について

特にらいおん・きりん・ぱんだ組の保護者の皆様へ

10月から、保育料が無償化されます。

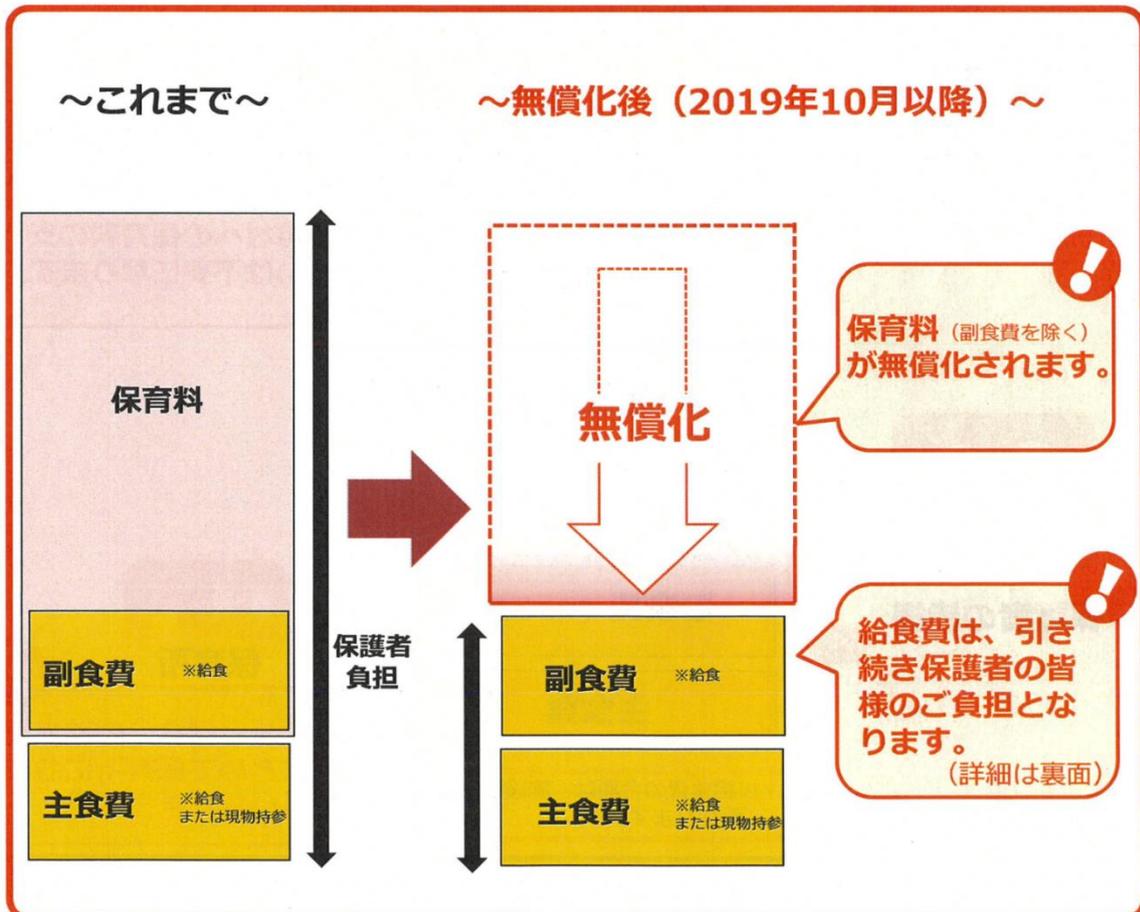
○令和元年10月から、3～5歳のお子様については**保育料が無償化**されるため、市町村にお支払いいただく必要がなくなります。

【0～2歳のお子様（3号認定）については、現行の取り扱いが継続されます】

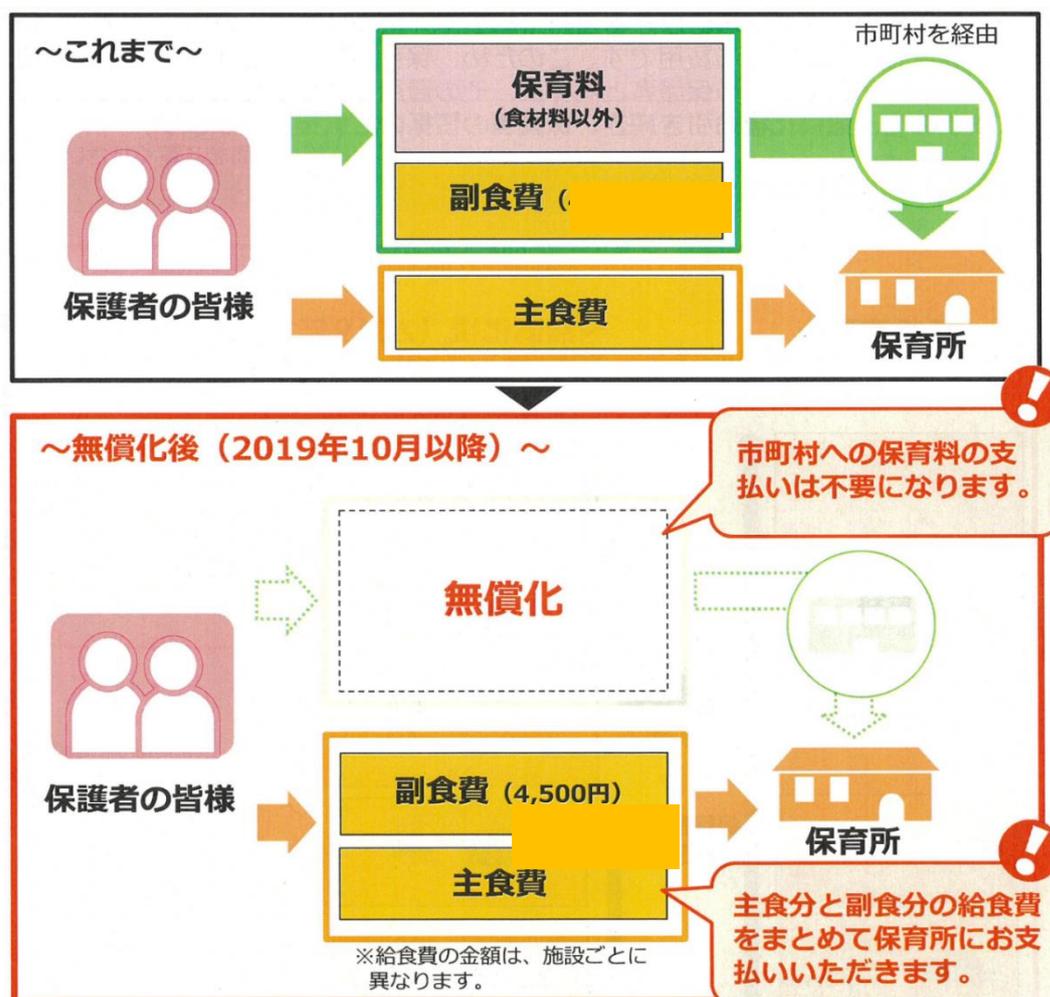
○ただし、保育園の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であることから、**保育料の無償化後も、引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**これまで、主食（お米や麺類など）分のみの給食費を徴収しておりましたが、10月より**主食分と合わせて、副食（おかず）分の給食費**をまとめて**保育園**にお支払いいただく事となります。

主食代 500円/月 副食代 5,500円/月 （主食代は令和2年度より徴収します）

○無償化が開始される時期について、保育園は3歳児クラスからなのに対し、幼稚園は満3歳になった時点から無償となるという違いがございます。



保育料、給食費の支払いのイメージ



- ※保育園、幼稚園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子ども達の利用料が無償化されます。また0～2歳までの保育園等を利用する住民税非課税世帯のお子様も無償化の対象となります。また、現行制度を継続し、保育園等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントし、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
- ※保育園において 無償化の対象となるのは、満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間です。みずほ保育園では、らいおん組になられた4月1日からの保育料が無償となります。
- ※3～5歳児クラスのお子様は、原則食事代（主食代+副食代）をお支払いいただく事となります。（当月20日請求書を発行しますので、月末までに保育園にお支払いいただきますようお願いいたします。）
但し、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降は副食の支払いは免除となります。
該当される世帯の方には宮津市より通知が届きます。
- ※これまで土曜日のおやつ代は徴収していませんでしたが、10月より、「おやつ代」として下記の金額を徴収させていただきます。（3歳以上児） 午前中のみ 50円/日 午前から午後を通して利用 100円/日

保育料の無償化に関するお問い合わせは宮津市 健康福祉部 子育て支援係まで
お問合せください (Tel 45-1621)
また 保育園における食事代、土曜日のおやつ代に関するお問い合わせは、
みずほ保育園までお問い合わせください。(Tel 22-1144 E-mail info@mizuho-h.jp)